

災害時要援護者の支援体制構築に向けた取組みについて

1、災害時要援護者対策協議会における検討

(1) 設置目的

災害時における要援護者の減災対策及び発災時の安否確認や救護支援活動等の体制構築に向けて、震災救援所運営連絡会及び障害所・高齢者の関係者や団体、民間サービス事業者などによる「災害時要援護者対策協議会」において、協議・検討を行う。

(2) 協議会構成団体等

地域関係団体、高齢者関係団体、障害者団体関係、行政関係等(28団体29名)

(3) 検討事項

日ごろの備え

- ・日ごろの備えに関する要援護者の特性に応じた分かりやすいリーフレット作成
- ・効果的な啓発方法の検討 等

震災救援所の役割

- ・地域のたすけあいネットワーク(地域の手)登録者の安否確認体制
- ・在宅での避難生活を継続するための支援 等

民間事業所等を含めた地域関係団体との協働・連携体制

- ・民間事業施設における一時的な救援所としての活用の可能性
- ・自宅での療養生活継続のための支援 等

区が取り組む課題

- ・二次救援所、福祉救援所の整備
- ・地域のたすけあいネットワーク(地域の手)の登録者の拡大、運営の改善等

(4) 会議関係(24年7月~25年2月末)

災害時要援護者対策協議会	2回開催
同 協議会 第1及び第2部会	各3回開催

2、平成24年度要援護者支援に関する区の取組みについて

(1) 建物防災支援アドバイザー派遣について

災害時要援護者の住まいを対象として、建物防災支援アドバイザー(建築士)を派遣し、建物の耐震診断や家具転倒防止器具取り付けの必要性の有無など、住まいの安全性について指導等をおこない、災害に備える。

24年度は火災危険度4,5地域を限定して取組み、25年度は、区内全域を対象として取組む。

(2) 在宅人工呼吸器使用者の個別支援計画作成について

災害時の停電等は、人工呼吸器を使用している在宅療養者にとって生命の危機に直結することから、充電式バッテリーの電源確保や電力供給が可能な避難先への誘導など特別な支援計画が必要とされるため、個別の支援計画を作成し、本人・家族・関係者等で共有し災害に備える。来年度は、24年度に計画作成ができなかった方に対し、個別避難支援プラン作成の取組みを行う。

(3) 福祉救済所の増設について

震災等により避難生活を与儀なくされた災害時要援護者のうち、震災救済所・二次救済所での避難生活が極めて困難な障害者に対して、安全な避難生活場所を確保し提供するため、施設や設備がバリアフリー化されている区立通所障害者施設を福祉救済所とした。24年度は 区立すぎのき生活園 区立こすもす生活園 区立なのはな生活園 区立こども発達センターの計4か所を開設。

25年度は、通所施設と特別養護老人ホームなど入所施設を含め、福祉救済所の指定に向け取り組む。